

埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金に係る事前協議実施要領

(目的)

第1条 本要領は、埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱第7条に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下「事業者」という。）が、交付申請を行う前に補助要件に適合するかどうかあらかじめ知事に協議するための必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助金交付要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 「訪問者等」とは、訪問介護を提供し、介護報酬の加算等を算定できる訪問介護員等及び訪問看護又は介護予防訪問看護を提供し、介護報酬の加算等を算定できる保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助者をいう。

ただし、訪問介護において訪問介護員等が同行できない場合であって、あらかじめ知事に協議をした上でやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

二 「暴力行為等」とは、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合をいう。

三 「第三者」とは、利用者の主治医等の医師、利用者を担当する介護支援専門員をいう。

四 「おそれがある」とは、暴力行為等、これに類似する行為、利用者等の状況等から、今後、暴力行為等を受ける可能性があることと認められることをいう。

(補助要件)

第3条 補助要件は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合とする。

一 埼玉県内に事業所が所在し、介護保険法に基づく訪問介護、訪問看護、介護予防訪問看護を利用者等に提供する事業者であること。

二 利用者等から訪問者等が、暴力行為等を受けている、又はそのおそれがあること。

三 サービス提供記録や第三者の意見など、利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。

四 事業者は、介護報酬の加算等を適用するために利用者等に同意の依頼を行うとともに、暴力行為等の解決に向けた取組や、被害軽減を図るための対応を行っていること。

(交付申請に係る事前協議)

第4条 事業者は、交付申請を行う前に、次の各号に掲げる書類を提出の上、知事に協議しなければならない。

- 一 埼玉県訪問系介護事業所における複数訪問費用補助事前協議書（別紙様式）
- 二 訪問者等に対する利用者等による暴力行為等の内容が確認できる記録
- 三 第三者が作成した複数訪問の必要性が記載された書類
- 四 介護報酬の加算等を適用するために利用者等に複数訪問の同意の依頼を行ったことが分かる書類
- 五 暴力行為等の解決に向けた取組や被害軽減を図るための対応を行っていることが分かる書類
- 六 その他知事が必要と認める書類

（事前協議の審査）

第5条 知事は、事業者から前条の規定による事前協議があったときは、基準に適合するものか審査し、事業者に対して文書により回答するものとする。

2 知事は、前項の回答が基準に適合しない旨の内容であるときは、その理由を記載して事業者に対して文書により回答するものとする。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、制定の日から施行し、令和4年11月1日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の事前協議から適用する。